

隠岐の島町社会福祉協議会広報 他機関・団体出稿記事取り扱い基準

第1 趣旨

この基準は、隠岐の島町社会福祉協議会広報紙（以下「広報紙」という。）に対し、他機関・団体から出稿される記事などの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的考え方

広報紙に掲載できる記事は、公共性及び品位を損なうおそれがないもので、記事内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第3 掲載範囲

広報紙に掲載することができる記事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会が共催・後援しているもののうち、町民の福祉向上に供すると判断できるもの
- (2) 本会の会員、または本会が主宰・参画する部会、委員会、会議、ネットワークなどが主催・共催・後援しているもののうち、町民の福祉向上に供すると判断できるもの
- (3) 町及び官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、町民の福祉向上に供すると判断できるもの
- (4) 公共的団体、または公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、町民の福祉向上に供すると判断できるもの
- (5) 前各号に該当するもののほか、特に町民の福祉向上に供すると判断できるもの

第4 掲載制限

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、広報紙に掲載することができない。

- 1 法令などに違反するもの、またはそのおそれのあるもの
- 2 公の秩序、または善良の風俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
- 3 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもので、例えば次のようなものをいう。
 - (1) 選挙運動に該当するもの、またはそのおそれのあるもの
 - (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの、またはそのおそれのあるもの
- 5 宗教性のあるもので、例えば、宗教団体による布教活動などを目的とするもの、またはそのおそれのあるものをいう。
- 6 社会問題についての特定の主義、または主張にあたるもので、例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 個人、または団体の意見などの記事
 - (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題などに関する主義、または主張若しくはこれらを含むもの
- 7 商売や営利を目的とするもの
 - (1) 会費の合計が会場費、講師謝礼、材料費、資料代などの必要経費よりも高額で営利目的と認められるもの

- 8 良好な景観の形成、または維持などを害するおそれがあるもの
- 9 内容、または責任の所在が不明確なもの
- 10 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの、または事実を誤認するおそれがあるもの
 - (1) 射幸心をあおる表示、または表現
 - (2) 誇大な表現を含むもの
 - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、または資格などを使用して権威づけようとするもの
 - (4) その他消費者を誤認されるおそれのある表示、または表現
- 11 懸賞やクーポン付きの記事
- 12 一部の特定する人に対する記事
- 13 その他広報紙に掲載することが適当でないと認められるもので、例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 本会が特定のを推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - (2) 謝罪、釈明などのもの
 - (3) 尋ね人や犬・猫などの搜索、譲りたい物・譲ってほしい物などの記事
 - (4) 開催団体の会員名簿や活動目的、収支状況についての書類の提出を求めた際、これに応じないもの
 - (5) 開催地が町外であったり、町外の者が町内で開催するもの。ただし、「福祉のまちづくり」を進める上で必要と判断される研修・講座などを除く
 - (6) 参加料や会費が他の催しやサークル・団体のものと比べて著しく高額と認められるもの

第5 掲載する記事の優先順位

広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、第3条第1項第1号から4号の順を以て優先する。

第6 掲載の申し込み

広報紙に掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、掲載依頼書に原稿などを添えて、掲載希望月号の前月10日までに、本会へ提出しなければならない。ただし、所定の事項が記載されている書面によるものは、この限りでない。

第7 了解事項

掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を本会ホームページにも掲載すること
- (2) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、本会に一任すること
- (3) 原稿内容は、本会において編集・校正される場合があること
- (4) 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、これに応じられること

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。